

～介護支援専門員の登録のみしている方、介護支援専門員証が失効している方へ～ 住所又は氏名を変更する手続き(登録事項変更届出)について

山形県介護支援専門員資格登録簿に登録されている氏名や住所を変更した場合、遅滞なく登録事項の変更届出を行わなければなりません。

1 本書における登録事項変更届出の対象者

住所か氏名のどちらかを変更した、または両方とも変更した方のうち、次の①か②のいずれか1つに該当する方

① 山形県介護支援専門員資格登録簿に登録のみ行っている（介護支援専門員証を今まで一度も取得したことがない）方

② 介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）している方

※ 有効期間がまだ満了していない（有効な）介護支援専門員証をお持ちの方は、本書ではなく、「～有効な介護支援専門員証をお持ちの方へ～住所又は氏名を変更する手続き（登録事項変更届出・書換え交付申請）について」によりお手続きください。

2 本書における登録事項変更届出の届出期間

住所や氏名の変更後、遅滞なくお手続きください。

3 本書における登録事項変更届出の必要提出書類

ア) 様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換え交付申請書」

※ この様式の「山形県収入証紙貼付欄（1,600円）」には、何も貼り付けないでください。必要事項のみ記載して提出してください。

イ) ①氏名が変わった方⇒戸籍抄本または戸籍謄本：コピー不可（市区町村の担当課やコンビニエンスストア等店舗にて発行された書類の原本を提出してください）。マイナンバーの記載がない、6か月以内のものに限ります。

②住所が変わった方⇒住民票の写し：コピー不可（市区町村の担当課やコンビニエンスストア等店舗にて発行された書類の原本を提出してください）。マイナンバーの記載がない、6か月以内のものに限ります。

※ 氏名も住所も変わった方は、①と②の両方を提出してください。

4 本書における登録事項変更届出の提出方法

手順1：次の①または②のいずれかの方法により、提出様式をご準備ください。

① [様式第3号（PDF）](#) をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記載してください。

② [様式第3号（ワード）](#) をダウンロードのうえ必要事項を入力し、印刷してください。

※ 自宅や勤務先で印刷できない方は、お持ちのスマートフォンやパソコン等に様式をダウンロードのうえ、お近くのコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの店舗に設置されているコピー機（有料）をご利用ください。利用方法は、店舗でご確認ください。

※ ダウンロードできない方や店舗に設置されているコピー機を利用できない方は、任意様式（便箋やメモ帳、通常のコピー用紙等）に「登録事項変更届出書（様式第3号）の送付を希望する。住所、氏名」と記入のうえ、下記提出先まで郵送またはFAXでお送りください。郵送の場合は、返信用封筒（長形3号。94円切手を貼り、返信先の住所と宛名を記入してください。）を忘れずに同封してください。FAXの場合は、返信先のFAX番号を必ず記載してください。

手順 2 : 上記 3 の必要提出書類がすべてそろったら、下記提出先まで郵送してください。その際、封筒表面に「介護支援専門員登録事項変更届出書 在中」と記入してください。

※ 原則として、下記提出先窓口への持参提出は受け付けていません。

【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導担当

TEL : 023-630-3124 / FAX : 023-630-3321

5 登録事項変更の通知

山形県で登録事項変更届出を受け付けたら、山形県介護支援専門員資格登録簿に登録されている氏名や住所を届出内容のとおり修正します。なお、登録事項変更届出の提出をしたら、手続きは終了です。その後、登録事項を修正したことについて山形県からの通知はありませんのでご了承ください（行政手続法と介護保険法で、登録事項変更届出は、都道府県知事が通知を行う必要のない行為として定められているため）。

6 留意事項

- ・ 本書における手続きでは、登録事項（氏名や住所）の変更をするだけで、介護支援専門員証の取得はできません。介護支援専門員として勤務する方は、介護支援専門員証を必ず取得してください。 介護支援専門員証を取得せず、介護支援専門員として勤務すると、介護保険法の規定により、登録消除の対象となります。
- ・ 介護支援専門員の登録のみ行って登録日から5年を経過していない方が、介護支援専門員証を取得する場合は、「～介護支援専門員の登録後5年以内の方へ～介護支援専門員証を取得する手続き（新規交付申請）について」をご参照ください。
- ・ 介護支援専門員の登録のみ行って登録日から5年を経過している方、または介護支援専門員証が失効している方が、介護支援専門員証を取得するには、まず介護支援専門員再研修を受講し、それから新規交付申請をしてください。再研修の詳細については、山形県ホームページ内「介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）・再研修について」をご参照ください。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）しても、介護支援専門員として勤務しなければ、登録が消除されることはありません。

【記入例】

様式第3号

介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換え交付申請書

届出年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者

日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号、勤務先電話番号等）を必ず記入してください

氏名 **山形 太郎**

連絡先電話 自宅 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
日中 (〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

以下のとおり、介護支援専門員登録事項変更の届出及び介護支援専門員証書換え交付(※)を申請します。

注(※) 介護支援専門員証の交付を受けていないため書換え交付を申請しない場合又は証の交付を受けており住所変更のみを行う場合は、____部文言を____線で削除してください。

また、介護保険制度の適正な実施を図るため、登録簿に記載された事項を他の行政機関に対し提示することに同意します。

県証紙 1,600 円は
貼付不要です！

山形県収入証紙貼付欄 (1,600 円)

※ ここに山形県収入証紙を貼り付けてください。

※ 介護支援専門員証の交付を受けていないため書換え交付を申請しない場合又は証の交付を受けており住所変更のみ行う場合は、山形県収入証紙は不要です。

	○印を記入	1 氏名	② 住所
変更する事項		変	変更後
		フリガナ	フリガナ
		登録者氏名	登録者氏名
		フリガナ	フリガナ
		住所	住所
2	生年月日	(西暦) 1990 年 4 月 2 日	
3	有効期間満了日	(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日	
4	登録番号	0 6 1 6 1 2 3 4	
5 添付書類	氏名変更	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本又は謄本 ※マイナンバーの記載がない6か月以内のもの	
	住所変更	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し ※コピー不可、マイナンバーの記載がない6か月以内のもの	
6 備考	書換え交付を申請する場合	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証(原本)又は介護支援専門員登録証明書(原本) <input type="checkbox"/> 写真(縦横3cm×3.4cm)	
		※ 添付漏れがないか、必ず(チェック)のうえ確認してください。 ※ 身分、無背景のもの ※ 添付書類を提出する場合は、送付先住所を記入してください。	